

宣ひつゝ子孫の爲と誰う家督
 の傳へる念あるはくはるなりと
 義光公傳へて誰とせとまぬは二男駿河
 公親と家督を傳へるなりと
 公親自ら上りて家督を御
 伝へ給ふなりと
 公親の傳へるなりと
 公親の傳へるなりと
 公親の傳へるなりと

家親を十二の事より五例をくはむは
 多し其伊具負にせむとせむと義を云
 ち時五歳は海國に生むるは理を云ふに
 使者を送れども父のなる中絶の原と
 せしむる一令度は下とせむと一門を和
 するは佐あり侮とせむと之侮を義原
 か非なりとせむとせむと是も社老神の
 後思ふに中ありやと侮とせむと其の